

街 灯

市への移管進まず

「暗くて危険」と批判も

防犯や交通事故防止には明るい街灯がいいのだが、市への移管が思うにまかせず、市から補助金が出て、かなり助かっているとはいえず、料金の問題は長い間、自治会のフトコロを悩ませている。

亀が岡の街灯は水銀灯と白熱灯の二本建てでスタートした。昭和四十四（一九六九）年には水銀灯四十九、白熱灯三十八、計八十七基。電気代は一ヵ月三万円弱（年間三十五万円弱）で、自治会経費の四〇％を占めていた。自治会は市への移管を図ったが、当時はまだ道路も私道（労信販、国土建設所有）のため解決をみることはなかった。

その代わり、自治会役員会相談役の協力で白熱灯を基準に市から補助金が出されることになった。

街灯に対する市の補助金交付が「基準要綱」として制度化されたのは昭和四十九（一九七四）年からである。それによると、補助の基準は「四〇基に一基。六〇ワットの白熱灯」で、四〇基間隔としたのは東京電力の電柱の間隔に合わせたもので、電力がとりやすいからだという。

水銀灯でも蛍光灯でも、市の補助は白熱灯六〇ワット分だけなので、差額は地元負担となる。

このような事情を反映し、自治会も水銀灯から蛍光灯へのつけ替えを行ってきた。それとともに道路が四十八年に市へ移管されたあと、昭和五十三年以降、街灯の市への移管を

働きかけてきたが、「市内の大型住宅地はすべて補助金方式でやっている」ということで、話は進まず、「補助金の増額で一応、落着いたいきさつがある」。

昭和六十一、六十二年の二年間で、亀が岡の街灯計八基が市へ移管されたが、これは裏階段、九十九階段と平井商店の下の部分。つまり「通路として必要」なところだけで、住宅地内の上のものは含まれていない。階段のものも「一基に二灯ついていた蛍光灯を一灯にしないと引き取らない」といわれ、一灯に減らして移管したという。

自治会は昭和六十二年に、「街灯はもっと明るく」と、市の担当者を招いて「暗さ」を実感してもらったうえで増設を要望したが、「基準以上は出せない」と不調に終わった。自治会では「その基準が問題。車が多くなかったころにつくられた基準は現状に合わない。今は車社会であり、年輩者も歩くし、基準の改正が必要。問題を提起したい」と主張している。

なお、街灯の電気代と修理費は平成元年の場合、一二八基で八十一万二千円。自治会の総支出二百九十八万円弱の二七％弱を占めるが、市の補助金が六十七万七千円弱ある。

（注）亀が岡に隣接の亀が岡東自治会では街灯の費用（料金、維持管理費）をすべて市で負担しているが、市消防本部によると、当初社宅としてスタートし、規模も小さく、自治会もなかったため、やむなく市で街灯を設置した。その後、それに接して増えた住宅も市で街灯を造らざるを得なかった。私設のものを市へ移管したものではない。他の大型住宅地でも、市へ移管したところ



公園で仲良く遊ぶ子どもたち＝昭和53年

れたものである。

公園はその後、自治会が砂場の砂（寄付など）の補充、ゴミかご備えつけ、フェンス補修、ヨシズ張りの休憩所を、ボールが落ちやすいよう波型ビニール板の屋根に変更、寄付された藤の木を植える、など市と連絡をとりながら整備をすすめてきた。しかし、昭和五十八（一九八三）年には、「思い切った枝切り」が行われた。①公園は狭い（約七〇〇平方メートル）、桜の根が張り出して、擁壁をこわした②有毒な毛虫が大量に発生して毎年駆除に悩んでいた、近所や通行人に迷惑③側溝の清掃にも支障——などの理由で、市により伐採が行われた。

公園は子どもの遊び場（ボール投げは禁止）、夏休みの映画会場、年末のモチつき大会、老人クラブのゲートボール、救急・消火訓練、こども祭り、胃のレントゲン検診などに利用され、夏休みラジオ体操の会が開かれたこともある。

はどこにもなく、すべて補助金方式だとい
う。

同本部によると、街灯の市への移管につ
いて、他の大型住宅地からも要望があるが、
予算の面に対応できないし、補助基準の改
定も考えていないという。

会館

オーブンは昭和48年

利用活発で62年に増改築

自治会結成からしばらくは集会所がなく、
総会は国鉄逗子会館、逗子駅前の信用金庫、
小坪小学校などで行い、役員会は役員の家で
開いたりした。遊園地などで青空集会を開き、
労信販の人に出てもらい、居住者に説明して
もらったこともある。

「会館がほしい」の声は当初から強く、昭和
四十二年には「会館」と「物資供給所」の設置に
取り組むことを決めた。「物資供給所」は、安
くてよい品を居住者に」という発想からであ
る。その後、労信販と交渉を進め、結局は①
旧水道タンクを取りこわしたあとの敷地約二
〇〇平方メートル(六十一坪)②法面が多い③に、労
信販が二十、三十人収容の会館をつくる④貯
水槽の二〇〇メートルの水は防火用水として利用す
る——ことになった。

会館は木造平屋建て、十三坪(四三平方
メートル)、畳二十畳、押入れ、床の間、玄関、台所、
地下物置つき。長谷川工務店の協力で百二十
万円で完成(うち百万円は自治会積立て金、
二十万は四十七年度予算からまかなう)。土
地は労信販から自治会に寄付され、昭和四十
八(一九七三)年一月、会館完成祝賀式典を公
園で行った。市長も出席し、式のあと会館で

パーティーを開いた。

自治会では、修理などの維持費も考慮して
会館を市へ移管することとし、土地、建物は
四十九年度末までにその手続きを終えた。

会館は利用者が多く、もつと広くしてほし
い、という意見が出され、自治会では五十六
年九月、市と市議会に陳情書を提出、昭和六
十二年六月二十八日には三・六坪(一二平方
メートル)の増改築が完成、市長、市議を迎えて式
典を行った。翌六十三年には館内のネダ上げ、
会館入口階段の拡大改修、手すりも新しくす
るなど改善がなされた。

会館の使用規程と利用状況はおおむね次の
ようである。

◇使用規程(昭和四十九年十月施行)は次
の通り(要約)。

- 1、自治会員の申し出て使用できる。会員
以外の使用には会員の紹介が必要。
- 2、原則として一週間前までに申込書に料
金をそえて管理者へ。予約は電話でよい。
- 3、自治会の行事が優先するため、予約が
あっても使用できないことがある。

使用時間区分と料金(S61.4.1)		
—カッコ内はS49.10時の料金—		
時間区分	基 本 料 金	
	会 員	一 般
9:00~12:30	500 (300)	1,500 (600)
13:00~17:00	600 (400)	2,200 (800)
18:00~21:30	900 (500)	3,000 (1,000)
9:00~17:00	1,000 (700)	3,600 (1,500)

- 4、使用の時間区分と料金(表参照)
- 5、時間厳守のこと。ただし次の行事のな
い時は延長もできる。追加料金は一時間で
一五〇円(会員)、二〇〇円(一般)とする。

- 6、冬(12月、3月)の暖房費は二〇〇円
(一般三〇〇円)。ガストーブ使用の有無
を問わない。
- 7、会員でも、会費などを徴集して催しも
のを開いたり、営利を目的とした行事や会
合の時は一般料金の扱いとする。
- 8、会員主催の行事でも出席者全員に占め
る会員の割合が少ない時は一般料金。
- 9、福祉関係の行事、会合は会員無料。

(注) 読書会、老人会、役員会、官公庁
の集まりなどは無料。

- 10、使用目的で官庁等の手続きを要する時
は使用者の責任において手落ちのないよう
に。
- 11、会館内外の付属設備、器物などを壊し
たり紛失した時は弁償してもらう。
- 12、炊事場の設備、什器等は自由に使える。
終了時は整理して戸締まりとその始末に注
意のこと。

◇利用状況

使用規程のできた昭和四十九年には、真夏
を除き毎月三十、四十回、最近をみても平成
元年十一月、十二月がそれぞれ約三十、四十
回。自治会も総会、役員会、班長会、市との
地区懇談会などに使用しているが、多くはサ
ークル活動に利用されている。



電ガ岡会館

空き地

自治会悩ませた雑草 所在不明の地主に困惑

自治会を悩ませてきたものの一つに、空き地の雑草がある。自治会ができて四年経っても七〇〇区画のうち、半分が未入居のまま。翌年になっても三分の一以上が空き地で、中には高さ二尺の草が繁茂し、毎年冬はタバコの火などから枯草のボヤが数件発生、夏はヤブ蚊の発生源となった。

自治会では、未居住者から年間千五百円の会費をもらっていたが、「所在不明者」も少なからずあった。四十九（一九七四）年六月、市消防本部が未居住者百六十人に、「自分で刈るか、業者にやらせて代金を払うか、どちらかとするように」と要請状を出したときも、あて先不明で十通が戻ってくる始末。

消防本部と自治会が、非居住者呼びかけると、かなり草刈りが行われたが、刈る意思のない人や「所在不明者」のところの雑草とを業者に委託する余裕は自治会にはなかった。自治会としては非居住者から年間千五百円（居住者は二千円）の会費を徴集していたが、空き地対策費には回しかねたのである。

自治会としては草刈りの依頼があれば、希望する居住者かアルバイトに一区画一回二千五百円（四十五年当時）で刈ってもらうしかなかった。四十九年に市の火災予防条例が改正されて「草刈りは持ち主の義務」となったが、条例に強制力がないため、従来やり方が踏襲されたのである。

五十年一月に自治会で行ったアンケートのうち、空き地については「所有者に畑として

使用する了解をとってほしい」という意向がかなりあった反面、「畑よりも子どもの遊び場として利用する方がいい」という意見も出され、「草刈りを強制的にやらせたことはよかった」という声も寄せられた。

五十六（一九八一）年十一月には、まだ草刈りのなされないところが十二カ所あり、市消防本部から督促がなされた。

六十二（一九八七）年二月には、まだ空き

生活・文化向上めざして

催し

子供映画会や敬老会 昭和40年代から多彩に

近年は自治会の行事として、夏休み子供映画会、九月の敬老会（七十歳以上の人を会館へ招待）、十二月のモチつき大会がほぼ定着しているが、昭和四十年代からさまざまな催し

がなされている。四十二年一月には、居住者が百九十世帯を越えたのをふまえて、公園近くの空地で「新春のつどい」を開き、綱引き、スプーン競争、宝さがしなどを行っていた。四十二年には、それまで毎月、第一日曜日の清掃のあと行っていた青空集会をとりやめた。アンケートの結果でも「問題があった場合のみ必要」が八〇なのに「毎月一回必要」「二カ月に一回必要」は合わせても三九にすぎず、出席者も少なくなっただけ、とりやめた。その年には子供中心の盆踊りを二回催している。

地が八十二カ所残っていた。空き地の不在地主から自治会費を年額千五百円徴集することは続けられており、これまでの徴集総額百万円は会館の増改築費にあてられることになった。

同年夏には、粗大ゴミ置き場として使用している空き地は、自治会で草刈りをするが、それ以外の不在地主へは、草刈りの督促状が出された。

材木座海岸での海水浴大会（スイカ割りなど）も恒例の行事として行われてきたし、朝比奈切通しや、源氏山へのハイキングなども好評であった。四十九年には小坪小学校の創立百周年記念祝賀祭が開かれたが、これは亀が岡を含む小坪地区の全自治会が廃品回収やバザーなどの収益で催したものである。

同年には自治会が、小坪小学校の体育館を借りて亀が岡文化祭を開き、民謡、琴、児童劇、女声合唱などを披露した。不要品委託販売会を会館で開き、売り値の一〇％を会へ納めてもらったのは五十年二月のこと。

五十年代からは「子供会」や、小学生有志による「火の用心」パトロールが、十二月から一月にかけて数回行われるのが恒例行事となり、五十人くらい参加したこともある。これには「ご苦労さま」と「差し入れ」がなされたりしてきた。



建築協定

三階建てなどお断り

環境破壊防止で協定

自治会が結成され、規約がつくられた昭和四十年、すでに「建築協定」が盛り込まれている。「労信販逗子亀ヶ岡団地自治協議会規約」の第二十二条で、住環境を維持、向上させ、共同生活を円滑にするため七項目の協定をうたっている。それによると

- 1、亀が岡に住宅を建てる時は、建築確認申請をしなければならない。
- 2、各戸ごとに消火器の備え付けを。
- 3、その他建築については全て建築基準法による。
- 4、住宅を建てる時は事前に自治会役員会に届けなければならない。
- 5、建築について他会員の宅地を利用する者はあらかじめ承諾を受けること。
- 6、建築の際、住宅地内の施設に損害を与えた場合は復旧工事を行うか、役員会の認定した補償金を払わなければならない。
- 7、建築にあたって水道を利用する時は、各戸メーターを取りつけなければならない。

※ ※ ※

このような協定が結ばれたのは、亀が岡は一区画が約一六五平方(五〇坪)が主で、あるいはそれ以下、しかも道は四角幅の狭いものが主力であることをふまえ、日照権を奪われず、しかも静かな住宅環境のまま推移させたい、という考えからであろう。

もとよりこれは「紳士協定」であって、法的な拘束力をもつものではないが、住宅地にふさわしくない建物の建築届が出された場合、

自治会は話し合いてやめてもらおうということ。

この協定では「困る建物」には触れていないが、アパートの建築が基礎の段階で自治会にわかり、話し合いてやめてもらったことがある。さらに四十三年四月の総会では、居住者から「アパートや工場は困る」「三階建てはつくれないように」という意見が出され、「自治会はそうした立場をとっている。工事着工前に注意してやめていただくので、そのような建築物に気がついたら役員に連絡してもらいたい。役員会で処理する」ことが承認された。

このような情勢の中で「二階をアパート式にして他人に貸したため、わが家は上から見下ろされるので困る。なんとかしてくれ」という苦情が役員会へ持ちこまれ、ビニールタンで目かくしさせたこともある。

昭和五十二年の班長会では、建築しようとするとき、入居のときに役員会へ届けが必要であることが再び確認されている。

交通

住民の足確保で苦闘

実った苦労や苦い思いも

《バス停「亀が丘」を新設》初期の居住者によると、当初、京急の小坪まわり逗子鎌倉線のバスが、披露山入口から亀が岡住宅地内の中央部分を通じてガソリンスタンドへ抜ける話があった。しかし道が狭く、そのルートは無理であるため、自治会では交渉内容を変え、バス停「披露山入口」「サナトリウム」間のガソリンスタンド前にバス停「亀が丘」を新設することと合意をみた。新しいバス停の発足は昭和

和四十二年四月十一日のことである。

一方、名越経由の逗子鎌倉線は昭和三十六、七年ごろ行われていた鎌倉・長勝寺折り返しが、三十八年には「小坪入口」(四十九年に「緑ヶ丘入口」と名称を変更)まで延長された。

《バス減便問題を打開》小坪経由逗子鎌倉線は、四十九(一九七四)年五月のダイヤ改正で一日六十七便だったのを六本減の六十一便にさらに逗子・小坪折り返し便五本を削減、計十一便が朝のラッシュ時を中心に減らされることになった。このため逗子行きバスは朝、超満員となり、乗りきれない人も続出、京急は何をしていい」の声が大きくなった。

自治会で京急バス鎌倉営業所へ「抗議」に出かけたが、京急側のいい分は次のようなものであった。

一、飯島・小坪間の一、二〇〇mは、道幅が四・四五mと狭く、バス路線としては認められないところだが、市街地から離れ、交通量も少ないということと特別に認められて運行している。しかし、実際は交通量もかなりある。トンネルのところでは待ち合わせるケースもあって運転手はいやがり、組合も反対している。

一、車掌の同乗が必要なのに、労務難で減り、代わって運転手見習いを乗せているが、それには限度がある。

一、逗子・小坪折り返しは、ワンマンカーは路上で折り返しは許可にならないのに、陸運局に内密にやっていた。これをこの機会にすっきりさせたい。

これに対して自治会は「小坪折り返しルートの確立」などにより便数をふやすよう五一八世帯一、三八五名の署名を集め、小坪区会も二、八七八人の署名をそえて京急自動車本部鎌倉営業所へ、ダイヤ改正を要請、逗子市

へもあつせんを依頼した。

バスが逗子マリナーの埋め立て地に入つてUターンすることに、地元では一方通行につながる恐れがあると難色を示す向きもあつたが、市などの調整で合意をみた。「小坪折り返しルート」が確立されて、同年九月から朝のラッシュ時の四便増発が決まつた。

京急バスが①飯島→トンネル→小坪②逗子マリナーまわり、をそれぞれワンマンカーの一方通行としてダイヤが改善されたのは、昭和五十一(一九七六)年五月のことである。

《緑ヶ丘バス停問題、結局、振り出しへ》京急バス名越經由鎌倉逗子線の緑ヶ丘入口バス停は、鎌倉市名越清掃工場前にあり、亀が岡の居住者は降りたあと国道を横切り、トンネルを抜けてなくてはならない。この国道は時間帯にもよるが、車の通行が多く、横断が危険で時間もかかる。このため鎌倉で逗子行のバスを避ける人も少なくない。

このような現状を打開しようと、昭和四十九(一九七四)年、亀が岡の居住者から京急バス鎌倉営業所へ要請が出され、自治会も動き出した。こうした動きをみて神奈川県横須賀土木出張所が、逗子鎌倉間の三つのトンネルの真ん中の部分に新しいバス停と、そのかわりに階段をつくつたのは同年夏のこと。新バス停から階段を昇り、誠行社火葬場の道(私道)に出て坂を降りることになる。国道を横断する危険がなくなるコースである。

しかし、このコースは使われることはなかった。県横須賀土木事務所は事前に誠行社の了解をとつたというが、「細かい打ち合わせがあるはずなのに、それもないまま着工された」(誠行社)といい、誠行社側は「葬儀には一回、二十、三十台の車が上る。日により一日二百、三百台の車が通ることもある。そのわき



近付丘ケ電停バス

を歩行者に通られては危険で、交通事故が起きた時の補償、手続きをどうするか。手続きを全部県でやってくれるならば……。

葬儀社、タクシ一会社から苦情が寄せられてい

る。国道をまたぐ部分は歩道橋をつけてほしい。その見通しがつかない限り、認めるわけにいかない」

県は「予算や交通量の点から歩道橋はできない。誠行社の道に歩道をつける」ことを提案し、折り合いがつかなかった。

自治会が直接、誠行社と交渉したもののラチあかず、市も調整に乗り出したが解決しなかった。

その後、自治会は数年にわたり市や警察と現地をみたり、市へ環境づくりを促進するよう要請したが、事態に変化は見られなかった。

昭和五十四(一九七九)年には自治会で案をまとめた。それは、下り線の小坪、逗子両トンネルの中間(信号機のあるところ)にバス停をつくり、降りた人はスクランブル方式で国道を横切り、さらに拡幅された歩道を裏階段昇り口へ、とするもので、市へも要望した。しかし同年四月、この問題について居住者にアンケートをとつたところ、常時利用者二一一世帯のうち「最善の策が得られないなら現状のままでよい」が多数を占め、常時利用しない人の意見を合わせても同様なので、自治会は「バス停は移さない」ことを結論とし、逗子市、鎌倉市へ報告。「長年の自治会の苦

労も仕甲斐のない結末」に終わった。

現バス停のところに信号機をつける案も、警察のOKが得られず、自主的に注意して国道を横切る」という従来通りの方式が続いている。

交通安全対策

安全な通学路を確保

ダンブカー通らぬ裏道に

小坪湾埋め立て(逗子マリナーの造成)工事が、昭和四十二(一九六七)年十月から一年間行われることになった時、同年九月に小坪小学校で「児童の安全通学父母集会」が開かれた。この埋め立ての土は、亀が岡隣接地の宅造工事などから出るものを当て、毎日三〇〇、三五〇台のダンブカーが小坪地区を通る。当時、小坪小へ三十三人の子どもを通学させていた亀が岡の母親たちは、「児童の通学時間やラッシュアワーには、なるべく運搬を避ける」という業者側の説明をふまえながら、自治会や小坪小の協力を得て会合を開き、次の要望事項を決めた。

一、ダンブの通らない専用の通学路をつくってほしい。ただし、そのコースはサナトリウム(現在のヘルスケアマンションのところにあった)の中は通らないこと。

二、ダンブの道を横断せざるを得ないところには横断橋をつくること。

三、以上ができないうちは運搬を中止すること。

これを実現するため「亀が岡子供の安全を守る父母の会」を結成した。代表三人と実行委員九人を決め、市、市議会、警察へ要請し、市議会も数回傍聴した。さらに小坪小PTA、

小坪区会(町内会)と連絡をとり、亀が岡自治会も署名や廃品回収による資金調達に協力、市議三人からも応援を得るなど幅広い支援に支えられ、市も六百万円の子算で小坪川支流の護岸工事と、川岸に通学路を新設することになった。四十四年度にはさらに四百万円を追加、計一千万円で、これらの工事がなされ、まず安全の通学路が確保された。

《名越坂の時間規制》昭和四十九(一九七四)年五月、「名越坂」(亀が岡久木新道への道)の中ほどで新築工事が行われ、工事用の車がひんばんに通ったり、道を占拠したため、亀が岡から逗子第二幼稚園(久木四丁目)へ通う子ども約五十人の母親たちが事故を心配して逗子署へ交通規制を陳情した。これを受けて六月中旬に「車通行禁止」の仮標識が坂の上と下に立てられた。

びっくりしたのは、坂の上と下に住む人たち。「ご用聞きの車やタクシーが標識から一步も入れないのは困る」と集会を開き、逗子署へ陳情した。

自治会には双方の意見が寄せられて、この問題に介入、逗子署と折衝のうえ、幼稚園の二期のはじまる九月六日から時間規制(7時9時、13時15時、車通行禁止)の仮標識を出してもらい、自治会内の車の所有者にも協力を呼びかけた。十一月から本規制となり「歩行者道路(特認車を除く)」の標識(車の通行禁止時間帯は従来通り)が出され、しばらく続けられた。

《自転車安全な乗り方講習会》昭和四十九年十一月、亀が岡の遊園地で、逗子署、交通安全協会の指導により「自転車の安全な乗り方講習会」が開かれた。亀が岡は小坪地区の中で自転車事故が最も多いといわれ、その理由として坂が多い、道が狭い、四つ角が多い、

児童数が多いなどが挙げられていた。講習を受けたのは児童約一三〇人で、次のような点に注意された。

一、乗る前に自転車を点検すること。特にブレーキには注意すること。

一、サドルにまたがって足先が地面につかない自転車には乗らないこと。

一、ブレーキは左手(後輪)から先にかけ、右手(前輪)はあとにする。坂のときは左手(後輪)からかけないと転ぶ。

このほか、亀が岡住宅地内には、歩道を示す白線、交差点の一時停止の標識、四つ角を示す道路上のマーク、「止まれ」の白字、速度制限を示す「30」の黄色い文字が随所にみられ、また披露山バス停へ亀が岡入口の三差路に信号灯を設置(五十六年十月)、下水道工事の際の仮設の信号機取り付けなど、さまざまの交通安全対策がとられている。

防犯

駐在所から派出所へ

小坪地区会長会の要請で

当初は空室が多く、湘南一帯を荒らすプロにねらわれたこともあり、自治会は四十年代の初めから交番と消防署の早期設置問題に取り組んできた。一ノ一三先には造成当時から警官立寄所が設けられていたが、管理人もいないところ。昭和四十九年当時、小坪には駐在所が二カ所、警官は一人。小坪一帯の二千五百世帯、八千五百人を警官一人と本署のパトカーでカバーしていた。そこで自治会では警官を増やすよう逗子署へ要請した。それとともに小坪区会が防犯パトロールのため三班を編成し、一班は車で亀が岡、披露山、光明

寺住宅地、南が丘などを回っているのを知り、亀が岡も夏の夜、二週間余にわたり役員の防犯パトロールを行ったことがある。その後も派出所の設置には土地や人員等の問題があるとして、具体的にはすぐ進展をみることはなかった。

ところが、昭和五十一年度にスタートした逗子市環境推進委員制度が派出所問題を動かすことになる。小坪では、亀が岡自治会長と小坪区会副会長が初代環境推進委員に就任したのだが、住まいの環境を取り巻く諸問題にも取り組まねばならず、それには隣接する各自治会と連携して「オール小坪」として動くことが求められた。そこで亀が岡、小坪区会、南が丘、亀が岡東、小坪ハイッ、披露山住宅地の各自治会を結ぶ小坪地区会長会(現在も存続)が結成された。

その手はじめに、小坪の防犯対策が検討された結果、人口急増地区の小坪地区に駐在所一カ所、警官一人ではとても対応しきれず、逗子署パトカーによるパトロールにも限界がある、として、地区自治会長連名による派出所設置の要請書を神奈川県警本部に提出した。これにより昭和五十三年十二月、小坪派出所が開所された。警官一人の駐在所は三班六人が編成の派出所となり、機動力は倍増された。現在も警官が夜間パトロールして「異常なかった」などの「交番からの連絡メモ」を郵便受けに入れておくなど、住民の安心感を増す対応がなされている。

(注) 小坪駐在所は明治三十六(一九〇三)年、三浦郡田越村西小坪駐在所として葉山署所管で開設された。第二次大戦中は横須賀署の所管(逗子町は横須賀市に合併)となつたこともある。昭和五十三年に七十六年の歴史を閉じたわけである。

防 災

昨秋、待望の発足

今春からは市の補助金も

《亀が岡防災会》昨年（平成元年）三月、幾井前会長よりの引き継ぎ事項の中に、自主防災組織を作るように、との逗子市長からの呼びかけの項目がありました。調べてみると、当自治会においても過去何度か自主防災組織を作るべく努力が重ねられましたが、次のような理由で、実を結ばないままになっていくことが分かりました。

- 一、自治会役員の任期が一年であること。
- 一、防災組織の中心になってやってやろうという人がいなかったこと。

しかし、いつかは必ずくるといわれている大地震等の災害時には、道路の破損、家屋の倒壊、火災の発生等がいたる所で出ることが予想されるので、早期の警察、消防の出動は期待できません。そこで非常の場合には、隣近所の人々が互いに助けあつて被害を最少限にいくとめることが必要です。よつて私の任期中に、是非とも自主防災組織を作りあげようと決心しました。そこで、まず自治会役員の賛同を得たのち、自主防災組織準備委員会を作りました。

かつて防災組織を作るべく苦勞した井田さん、人一倍亀が岡を愛し面倒みのよい小沢さん、少年野球チーム「トータス」をつくり現在も監督、並びにコーチをしている東さんと赤羽さん、この四名の方に、その指導力を買つてメンバーになつてもらい、自主防災組織の規約及び編成表を作つてもらいました。もし、私の意中の人達が組織の中心となること

を辞退されなかつたならば、この案で進行したと思いますが、残念ながらそれぞれの事情のため実現できませんでした。

そこでやむをえず、力不足とは思いましたが自治会長である私が防災会長となり、自治会の役員が防災組織の役員を兼ねるという組織表を合議の末、決定しました。

役員の任期は一年ですので、次の役員にスムーズに引き継ぐため、防災についてはもう一年、次期役員を補佐することにしました。

班長の任期は六カ月ですが、防災についてはあと六カ月、次期班長を補佐することになりました。また、多くの人の意見を聞くために、防災対策室を作りました。さらに亀が岡地区を四つのブロックに分け、ブロックの長を自治会役員が担当し、その地区担当の役員、班長を通して指令が正確に全住民に伝達されるようにしました。こうしてできあがつたのが、

「亀が岡自治会自主防災組織規約」（資料編のページに掲載）です。

これは、一九八九年十月十五日発行の「かめがおか 防災特集号2」をご覧になれば、よくわかります。

昨年十月一日、自治会役員、班長、防災対策室員等五十数名の出席を得て、亀が岡防災会が発足しました。そして全住民（二十一班）の世帯数と世帯人員を、改めて各班ごとにとりまとめ、これと防災組織規約並びに現在の編成表を添えて、逗子市環境対策課に提出し、正式に亀が岡防災会が認知されました。これによつて平成二年四月以降、防災器具の購入に際して毎年、逗子市から補助金が出ることになりました。

これから防災器具を逐次そろえ、時には消防訓練等も行いますが、肝心なのは心からの隣人愛です。非常の場合にはまず家族の安全

を確かめたならば、まわりの弱い人に手を貸してあげてください。私達役員はこれから、多数のよき隣人をお互いに持てるような施策を心がけ、一生懸命やりますので、皆さんの好意あるご協力を是非共、お願いする次第です。（自治会長、防災会長 佐藤義男）

清 掃

第一日曜日が清掃日 近年は老人クラブもひと役

自治会が発足して間もない昭和四十一年（一九七六）年に、毎月第一日曜日を清掃日とすることを決めて実行してきた。初めのころは清掃のあと、青空集会を開いて話し合いをした。

清掃日の徹底を図るため役員がハンドマイクで呼びかけを行ったこともあるが、側溝の清掃には手をやいたところがあり、ヘドロ入りの空缶を設置（昭和五十年）別項したり、ゴミ止め器をとりつけ（五十四年）たりした。ある班では一度全員が集まり、全員で班内の側溝を見て回ることにしたため、清掃に出ない人がなくなつた、という苦心談もある。側溝には殺虫剤散布も行った。

公けの場所である公園、男坂、女坂、裏階段、畑道の清掃は、班を決め、役員、班長中心で実施している。公園については、役員、老人会、子供会がローテーションを組んで行ったこともあり、近年は老人クラブが、生きたい対策行事として毎月十五日に行つていく。

《ダストボックス、20年の歴史に幕》家庭のゴミ収集を機械化しようと、逗子市は県下の市町村に先がけてクレーン車とダストボックス（鉄製の大型ゴミ箱）を購入、亀が岡住宅地

でテストをした。昭和四十二(一九六五)年十二月のことである。

これは、ゴミはなんでもOKで、クレール車が週二回、回収する。木箱と違い、クレール車でつり上げてても鉄製のフタがしつかりしているのどゴミが外にこぼれず、ゴミはあけられた底ブタの間から車の上に落ちる仕組み。そのあと殺虫剤を箱に散布して元の場所に戻すのだが、一つのボックスを処理するのに二分間ですむ。人手も二人ですみ、労力、時間ともこれまでの四分の一に短縮される、というのがミソ。

これが住民に「清潔でいい」と好評。しかも新聞に報道されて各自自治体から見学者が相ついだ。市ではこのような情勢をふまえて四十一年一月、沼間全域に実施したのを手はじめに順次、地域をひろげ、同四十五(一九七〇)年には全市に普及した。設置は「十五世帯に一個」が基準とされ、亀が岡も居住者が増えるのに伴い、市に増設を要請、同年には三十一個を数えた。回収回数については平均して週に二・五回(四十八年度)で、「目標は三回だが、要員などの事情で、なかなか実現できない」と市から説明を受けている。

しかし、好評も長く続くことはなかった。それには次のような理由があげられている。

- ①ゴミを出す方は何でも入れるが、収集日以外の日にも入れられるので臭気が出る。フタが十分閉まらないとき、夏など特にひどく、置かれた周辺の人から苦情が出た。
 - ②収集する方は、中に何が入っているかわからず、底ブタをあけゴミを落とすときに、液体を浴びたり、ケガをすることがある。
 - ③ゴミを砕いて収容する収集車と比べて、一台当たりの収容量がかなり少ない。
- こうして市は昭和五十二(一九七五)年、ダストボックス撤収、袋詰め方式への切り替えをはじめ、亀が岡にも六十一(一九八六)年、「袋詰め方式に移行したい」と要請があった。この年の暮れに全市からダストボックスが姿を消した。亀が岡の場合には、二十年の歴史に終止符を打ったのである。

リサイクル運動

空ビン回収つづく

亀が岡はモデル地区に

「小坪リサイクルをすすめる会」代表者は二丁目の主婦。亀が岡から数人参加」が空ビンの回収運動をはじめたのは、昭和五十六(一九八一)年三月のこと。亀が岡では三カ所に置かれたドラム缶に色別に入れるか、不燃ゴミ収集時に七カ所に置かれた空ビン回収ボックスに入れ、業者に回収してもらう仕組み。亀が岡はモデル地区とされ、会員はビンの分類やら容器の清掃に奉仕活動を行っている。

もともと粗大ゴミとして出されるもののうち、ビンや缶類が約六割を占めるが、再利用のため回収されるのはブリキ缶の鉄分のみ一〇%に過ぎず、あとは破砕機でこなごなにされて埋め立てられる。リサイクルをすすめる会」は、空ビンを生かしゴミを減らそうと、毎月第四火曜を回収日として活動をはじめたもので、始めてから七カ月の間に「益ビン」(日本酒、しょう油、ビール、牛乳、コーラのビンなど、洗えば再利用できるもの)一万本余、「雑ビン」(ジャム、ケチャップのビンなど溶かして新しいビンの原料にするもの)八、〇〇〇個を回収した。小坪の会がきっかけとなり、逗子市内にも運動が広がって、同年十月には全市で約一〇万の空ビンを回収

している。

この運動の利点として、さらに①ゴミ収集車の運転時間短縮、ガソリンの節約②ゴミ破砕機の運転時間短縮、電気代の節約、機械は長もちする③埋立地の寿命が延びる——などが挙げられている。だが、空ビン収集器にビン以外のものが多量に捨てられ、分別する人を悩ませ、協力する人が敬遠するケースも出ている。また、逗子市が近く実施する分別収集がはじまれば、リサイクル運動もそれに吸収されることになりそうであるが……。

《古紙回収》一丁の古紙から再生されるパルプは八五〇*。これは直径一四寸、高さ八丁の樹木二十本のパルプに当たるというが、自治会が古紙の回収を始めたのは、昭和五十四(一九七九)年のこと。少し遅れて小坪小学校もはじめたが、お互いに必要だから日程の調整を、と相談、二週間あけて回収してきた。



空ビン回収のドラム缶

市と自治会が協力し合って

逗子市役所

市民相談室長 根田 良子

亀が岡自治会発足二十五周年、おめでとうございます。

日頃、皆様には市政に対して積極的なご提言、ご協力をいただいておりますことを御礼申し上げます。

亀が岡の造成は、逗子の大型宅地開発の第一号と聞いております。小坪は、鎌倉時代幕府の要人の別荘地であり、また、当時宋との交易もあったと伝えられる和賀江島と接続する漁村として由緒深い地でもあります。

亀が岡の名前も、源頼朝の愛人「亀の前」にちなんで付けられたとも伝えられています。海に接する奥深い丘陵に突然うなりをあげてブルドーザーが入りこんだことは、さぞかし昔の武士（もののふ）や女御たちもびっくりさせられたことでしょう。

開発に関する法律などが整備されていない時代の開発だっただけに、皆様の生活環境の面では不十分なところも多く、その整備充実について歴代の自治会の皆様のご苦労は大変なものがあつたことと存じます。

そのためもあるかと思いますが、亀が岡の皆様が地域に対する愛着は大変深いものがあり、また、まちづくりについて行政に陳情や要望を熱心にされるだけでなく、自らの手で住み良い環境をつくる意欲を強く感じさせられております。

今、小坪地区はその後の開発や公共施設の

整備が進むなかで大きく変貌すると共に、マリンスポーツの時代にあつて本市の新しいまちづくりの重要な一拠点になっております。

その一方で下水道の整備や公園緑地の確保、その他まだまだ多くの課題が山積しておりますが、充実した生活環境を実現するために、これからも皆様と共に努力をしてみたいと存じます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

地域に密着した

警察活動を推進

逗子警察署長 若林 俊明

亀が岡自治会の二五周年、おめでとうございませう。皆様方には、日ごろから警察行政全般にわたって格別なご支援とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、小坪派出所管内の平成元年中における事件事故等の発生状況を申し上げますと、刑法犯は七四件で、内訳は放火一、粗暴犯五、窃盗六一件、人身交通事故は三七件で、死者一、重傷四、軽傷二九名でした。

小坪派出所は亀が岡自治会をはじめ一ノ沢自治会、亀が岡東自治会等九つの自治会を管轄しておりますが、この中にあつて亀が岡自治会の区域では幸いなことに、さしたる事件事故の発生も無く平穏でした。

これは、地域の皆様方と派出所勤務員との相互理解と、連携を強化するために発足した「連絡協議会」が、強力に機能したことと皆様方の自主防犯意識高揚のあらわれだと思います。

今後も皆様方と緊密な連絡を行い、地域に密着した警察活動を推進いたしますので、ますますのご支援ご協力をお願いいたします。

個人から地域防災へ

連帯意識の高揚を

逗子市消防長 菊池 和文

亀が岡自治会創立二十五周年を迎え心からお祝い申し上げます。この二十五年の間、そのときどきの会長さんをはじめ、役員の方々や会員皆様のたすけあいと、不断の努力により地域の福祉や防災活動といった、生活環境の向上が図られて参りましたご功績に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、本年は一九九〇年代の幕あけと申すより、今世紀の終わりに向け最後の決算を強いられる節目の年にあたります。

この二十世紀では、世の中に「災害は忘れたころにやってくる」との諺がありました。これは既に過去のもの。これからは、「災害は必然的にやってくる」とのものと知り、また、天災の全ては防げなくとも、被害は人の叡智で必ず削減できるという心構えで、防火・防災の意識の普及に努めて参りたいと存じます。

会員皆様におかれましては、一人ひとりが災害に関する正しい知識をお持ちいただきまして、個人の身近な防火から地域の連帯へと意識の高揚についておはかり下さいますようお願いいたします。

終わりに臨み、亀が岡自治会の限りないご発展と会員皆様のご多幸、ご健勝をご祈念申しあげ、私のお祝いのことばといたします。



逗子市ゲートボール連合大会で優勝＝'89年6月

多彩なサークル活動

亀が岡G・B同好会

ゲートボールは健康、長寿、幸福づくりに最適です。

五九年の春、亀が岡G・B同好会として発足してから六年になります。会員数は平均して一三名で、男性六、女性四の割合でゲートボールを楽しんでいます。ゲートボールインストラクター二名は私達の自慢の一つ。マナーやルール、そうして基本技術の指導を主体とする練習に専念し、ファッションにも心がけております。逗子市老人クラブ、厚生年金受給者協会、逗子市レクリエーション協会、逗

子市ゲートボール連合主催、その他、地方大会にも出場し、上位の成績を収め、優勝、準優勝の実績もあり、亀が岡チームの存在は高く評価されています。私達は勝つ事を意識せず、人の和と健康に心がけ、基本技術を大切にするチームと自負しております。少々体調が悪くても亀が岡公園に出掛け、新鮮な空気を胸一パイ吸い、笑いも一パイ。そして、プレー中の大声は寒さ、暑さを吹き飛ばし、風邪も寄りつきません。ゲートボールこそ私達の生き甲斐です。

ゲートボールだけを人生とせず、謡曲、小唄、茶道、墨絵、写真に囲碁、園芸、ボウリング、ボランティア活動等、地域社会に積極的に参加する今様で粋(イキ)な半面もあります。あなたも月、水、土曜日に、亀が岡公園を

のぞいてみませんか、お待ちしております。

(会長 福岡末吉 二五―一五〇五)

囲碁同好会

当会がいつごろ発足したのか定かではありませんが、昭和四十五、六年ころ初代会長の印南氏(転出)、清水氏(31―21)ほか数人の方が日曜日の朝、携帯マイクで住宅地内を巡回し「会館で碁を打ちませんか」と呼びかけたのがきっかけで、昭和五十年一月には大会が行われた記録があります。昭和五十四年から春秋二回の大会が開催され、五十八年に印南氏が転出、二代目会長に小川澄氏を選出し、今

年一月に三代目として熊上松雄氏が就任いたしました。

当初は碁器をそろえるのに苦労されたそうですが、この間、碁盤碁石の寄贈もあり、おいおい充実してまいりました。会員数に多少の増減はありましたが、三十名ないし四十名の範囲で、現在は三十六名(うち女性三名)です。年三回の大会が行われており、ABC各



パチリ、パチリと沈黙の熱戦…… 囲碁同好会の皆さん

クラスの優勝カップが用意されております。囲碁は四千年の昔、中国に生まれ約千四百年前に仏教と共に日本に伝来した東洋の文化です。頭の体操として欧米にも広く普及し、相撲同様アメリカ人のプロ棋士が活躍している昨今です。碁を始めようという方、初級者の方、ご婦人の方もどうぞ。

例会日程 (於亀が岡会館)

▽第二第四日曜日10時―17時

▽毎週火曜日(第一火曜を除く)

12時30分―17時(会費百円)

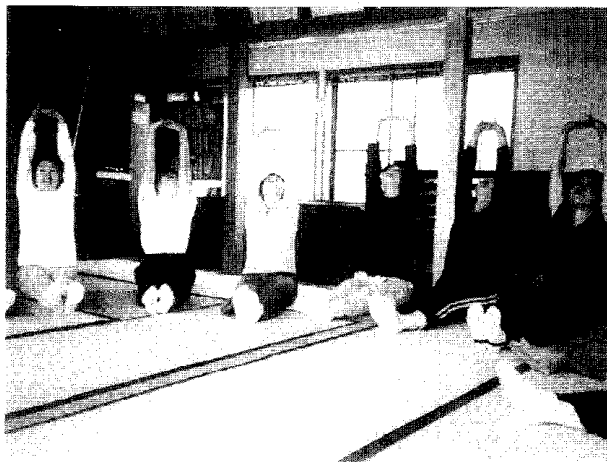
亀が岡囲碁同好会
囲碁 火曜 会

会長 熊上 松雄
幹事 牧田 鈴木

照会先 二四—三九七五(牧田)

体操教室

一イ、二イ、三、四イ、五オ、六、七、八：
元氣な掛け声が、会館いっぱいに響きます。
毎週金曜日午前中の体操教室です。今春で
十周年を迎えます。



健康と美容に役立ちます、と磨きをかける皆さん

先生のご指導のもとに、と申しますと、ハ
ードな運動とお思いになられるかもしれませ
んが、三十代、七十代までの幅広い年齢層の
方々で、筋を伸ばしたり縮めたりのストレッ
チ体操です。暦年齢即ち体力の衰えとは必ず
しも比例するとはかぎらないもののようです
ので、少しでも若々しく、現状体力を維持で
きればと、皆さん張り切っていらっしやいま

す。

汗をかいた後の充実感は、身も心もリフレ
ッシュになります。

どうぞ皆様、お仲間になられませんか。お
待ちいたしております。

申しにくいことですが、会館の使用料を、
もう少し低料金にしてくださいませう、希
望いたします。

(縣 敏子 二五—二七〇六)

書道教室

私は若い頃から手習いが好きで、初めは通
信教育で、その後は機関誌による勉強を続け
ておりました。昭和四十四年に勤めを退くと
同時に、知人の薦めで、家庭の持ち回り教室
を開き、午前は一般の方、午後は児童の地域

文庫・亀和会

私達の文庫も今年で二十周年を迎えます。
東京からこの亀が岡へ移り住んだころは、あ
ちこちの空地にススキが生い茂り、垣根のな
い家々の間を子供たちは元気にとびまわって
いました。

四十五年の夏、今小坪小学校にいらっしや
る田野倉先生がご自分の蔵書を持って来て、
佐藤祥子先生のお宅をお借りして、日曜ごと
に近くの子供達を集め、本の読みかきせを始
めました。

子供達に良い本をたくさん読ませたい、楽
しい思い出をたくさん作ってあげたいと、当
時若いお母さん達は、子供達の故郷づくり
に張り切りました。

その子供達も成人し、今は文庫も孫の世代

教育振興の一助にと考え、現在も続けており
ます。

亀が岡会館ができると同時に毎週土曜日に、
稽古をしております。

あれから二十年。当時、幼稚園児であった
会員も、すっかり成人、結婚して良い家庭を
築いている方、就職後、外国に転勤の方、大
学で勉強中の方、手習会員になった当時、七
級から始め、大学生になるまでに五段に昇格
された方、手習いはまことに楽しいものです。
目下、小学一年の会員も熱心に勉強中です。
初め七級くらいであった一般の方の中には、
五段に挑戦中の方もおります。

書道教室は息長く、止ることなく続けられ
ることと思います。

(指導 石沢秀明 二二—一九六七)



おひな様の作品を手し、ハイ、チーズ！ '90年2月18日

に移りつつあります。会の運営も若いお母さ
ん方です。

年中行事となりました五月五日の子供まつり、夏のお泊まり会、クリスマス会、かるた会、卒業を祝う会、ハイキングなど、小さい子供達がたのしみをしています。

月二回の読書会の日、本の貸し出しの他に、卒業した高校生、中学生のお姉さん、お兄さんが、紙芝居を聞かせています。アメをなめながら目を輝かせて見入っている様子



文庫・亀和会のハイキング＝'89年10月、久里浜緑地で

は、ほんとにかわいいものです。

また、子供達が文庫を卒業したあとのお母さん達の集まり「亀和会」が五十八年六月に発足しました(現会員三十六名)。

子供まつり、長生会の方々のお食事招待(子供まつりの利益金で)、旅行、ハイキング、ボランティア活動など、いろいろな集まりを持ちながら、そろそろ老後の過ごし方なども考えています。

縁あって、亀が岡に住み、文庫活動をいっしょにやって来た私達ですが、これからも仲よく、明るい、たのしい地域づくりを、みんな

なでつづけていきたいと願っています。

(文庫、亀和会代表

鈴木有子 二四一〇七七四)

長生(ながいき)会

亀が岡自治会は、この度二十五周年を迎えられ、本当におめでとうございます。歴代会長をはじめ役員の方がたの献身的なご努力により、生活環境もすばらしく改善されました。心から感謝の意を表しますとともに、自治会のますますのご発展をお祈り申し上げます。

自治会発足当時働き盛りの四十歳の若い人も、今は六十五歳の高齢になりました。私達は年を重ねるごとに、生きるための考え方も多少なりとも修正されています。「今」を考えると、人のため、世のためと考えず、自分のためにどのように生きるかを考えることが大

小坪トーラス

亀が岡の子供達を集めて、少年野球チーム「小坪トーラス」を結成して二十一年目を迎えます。

当時の亀が岡は、幼児や児童をもつ世帯が大半でしたので、結成後数年もたつと、部員数が百二十人を越える時期もありました。

そのため、練習は小坪小学校だけでなく、現在の逗子マリナができる以前の、埋立て広場も使用しました。広場は、浜風をうけてそれは気持よかったです。でこぼこのため、イレギュラーの打球を顔にうけたり、雑草の中にころがったボールがなかなか見つからなかった思い出があります。

これまでに、約三百人の卒業生がいますが、

切です。悠々自適は昔のこと、今をどう生きるかです。(一)規則正しい生活。(二)趣味を通して人とふれあう。(三)地域社会に積極的に参加する。(四)主治医と仲良くする等々です。

第四長生会では、毎月十五日は亀が岡公園の清掃と健康を確認し合う日としており、グートボール同好会は毎週、月、水、土曜日は公園美化の定着化に当たっております。

余技作品には書道、絵画その他を出品して好評を受け、スポーツ大会では一昨年優勝、昨年準優勝。グートボール同好会は逗子市連合大会で優勝の実績があります。

亀が岡には二つの会があり、会員は一四〇名。会費は年間千円です。明るく楽しい生きがいづくりの長生会に、またグートボール同好会に、ご入会をお待ちしています。

(連絡先)小坪第四長生会
会長 福留末吉 二五一五〇五)



元気いっぱい、小坪トーラスのナイン＝昭和63年3月

二、三年後には、当初の卒業生の子供達がトーラスに入ってくるものと思います。

現在部員数は四十五人。指導者八人。練習は、